

淀川水系流域委員会 第30回猪名川部会

議 事 録

(確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

高田委員

日 時：平成17年12月13日(火) 16:38~18:59

場 所：天満研修センター 9階 イベントホール

[午後 4時38分 開会]

○庶務 (みずほ情報総研 鈴木)

皆様おそろいになりましたので、40分若干前ですが、これより淀川水系流域委員会第30回猪名川部会を開会させていただきます。司会進行は庶務を担当しております。みずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、配布資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきたいと存じます。袋の中の資料、おあげいただきまして、一番上に発言に当たってのお願い、その次に議事次第、さらに配布資料の紙がございます。配布資料リストに沿って資料の確認をいただきたいと思います。

まず、報告資料1、前回猪名川部会の結果報告でございます。審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」でございます。それから、その他資料として「委員会の今後のスケジュール」、それから参考資料が2点ということでございます。資料に不足等がございましたら、庶務の方までお申しつけください。

引き続きまして、発言に当たってのお願いをさせていただきます。本日発言に当たりましては、発言に当たってのお願いをご一読くださいますようお願いいたします。ご発言の際は、必ずマイクを通してお名前をいただいた上で発言いただきますようお願いいたします。本日は一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただいておりますので、委員の方々の審議中の発言はご遠慮いただきたいと思います。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。本日の部会、予定より若干10分くらい経過してございますが、3時間ということで、19時40分くらいに終了ということにさせていただきたいと思います。

それでは池淵部会長、よろしくお願いいたします。

○池淵部会長

それでは、第30回になりますけども、猪名川部会を開催させていただきたいと思います。

先ほどまで淀川部会が同じこの会場で開催されておまして、委員の皆様方、傍聴の皆様方も、若干重なる方もおられるかと思いますが、猪名川部会として進めさせていただきたいと思います。

この淀川水系5ダムの調査検討についての、この意見のとりまとめ案等につきましての意見交換を、猪名川部会のメンバーも含めてやるということです。とりわけ猪名川部会に関連する余野川ダムにつきまして、さらに意見交換、内容等について進めていただければというふうに思っております。そういった意味合いで3時間を予定させていただいておりますけれども、闊達な意見交換になりますようによろしくお願いいたします。

〔報告〕

1) 第29回猪名川部会結果報告について

○池淵部会長

それでは、報告として簡単に庶務の方からお願いをしたいと思います、よろしくお願いします。

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

報告資料1につきましてご説明させていただきます。資料は10月23日に開催されました第29回猪名川部会の結果報告になります。それで、3の審議についてですけれども、余野川ダムの調査検討に関する意見交換の内容が以下に記載されておまして、治水についてかなり議論されております。全部説明しますとかなり長くなりますので、上の3点、ポチがついているところですが、この3点について説明させていただきます。

最初のポチですが、**「銀橋上流の対象洪水から既往最大洪水を除く」**ということに委員会の意見は一致していないと理解してよろしいのか、河川管理者は既往第2位を対象にしているが、このたびの意見をまとめるに当たって委員会はどうするのかとの質問につきまして、別途委員の方より、河川管理者はいかなる洪水にも破堤による被害の回避・軽減を目標にしているが、狭窄部上流に関しては、既往最大規模の洪水を対象にしている。銀橋上流は第2位ということで。一方、委員会はいかなる洪水においても、破堤による壊滅的な被害の回避を目標にするが、現実には難しいので、既往最大洪水までは河道で対応し、それ以上は、流域対応と併用して対応してほしいという考え方を示しておりますということです。

2番目のポチですが、例えば3年程度で既往第2位洪水をクリアできれば、当面の20年から30年の整備計画期間の残りの27年間は何もしないのか、あるいはレベルアップして既往最大洪水に対応していくのでしょうかとの質問につきましては、河川管理者の方からは、次のステップに行けるかどうかは他の地域の整備進捗が関係してくるので、水系全体から見たときに次のステップに行けるかは別の問題になるだろうと答えられております。

3番目のポチですが、河川管理者の方針では、狭窄部上流については既往最大規模の洪水を目標にしているが、現実的には岩倉峡上流でしかやろうとしていない。この方針が適用されているのは岩倉峡上流だけではないのかとの質問があり、それにつきましては、狭窄部上流の対策が必要だという方針は、木津川あるいは桂川の上流でも必要であり、水系全体で統一した考え方だと思っております、亀岡地区については既往最大規模で可能かどうかのその方法が具体的に京都府と詰められておらず、京都府と今後協議していくことをこれまでお話ししていたかと思っておりますとのお答えでした。

それから、環境の方ですけども、2点ほどご説明しておきます。2枚目になりますけども、最初のポチですけども、河道掘削については、将来どのように河道が変化していくのかが予測できるならば、それに合わせた河道掘削をしていった方が効率的ではないかという気がしております。ですから、掘削する上で本来猪名川はどういう姿が望ましいのかを検討すべきだと思いますとの意見に対しまして、環境の視点から本来あるべき河川を言えば、何もさわらない、堤防もない方がいいのですが、実際はできるだけ自然度が高い河川を残しておくという考え方、河川をよりよい方向にしていこうという考え方で対応していかざるを得ないのではないかという他の委員の意見でした。

また、資料1-2、ページ14の河道掘削等における基本的な考え方が示されていますが、これに尽きると思います。水際部の緩傾斜化には河川敷運動場との競合が出てくる。例外を設けず、14ページの考え方で全体を見ていただきたいとの意見が別の委員からも出されております。

次のポチですけども、治水から考えた河道掘削と環境から考えた河道掘削では、掘削の中身が大きく変わってきます。中州の状態を環境と治水からきちんと評価していくことが大事だと考えますとの意見が出ております。

はしりましたけども、以上で終わります。

○池淵部会長

前回の猪名川部会での意見交換の治水と環境、はしった形で報告をいただきましたけれども、委員の皆様方、何かご注意いただくなり、そういった点がございましたらお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。全部朗読はしておりませんが、よろしゅうございますか。

それでは、この結果報告につきましては、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

[審議]

1) 「余野川ダムの調査検討についての意見（案）の検討について

○池淵部会長

それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思います。先ほども申しましたけれども、この淀川の5つのダムの調査検討について、意見書のとりまとめ等をしてきておりますけれども、その内容をこの審議資料1として、委員の皆様方はもとより、傍聴の方々にも一部抜粋して提示させていただいていると思いますが、この内容を「はじめに」というところから少しご報告をいただいて、その内容について委員の意見交換をさせていただくとともに、この余野川ダムにつきましても、同じように意見とりまとめ等をやっておりますので、それについても内容を少し説明資料を披瀝すると同時に、それについて委員の皆様方の意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。

先ほど運営会議等でこの内容説明等については、この文章がこのような形でできておりますので、庶務の方からこれを読んでいただくという形で、そう長い時間を要しませんので、そのような形で説明等にさせていただいて、委員の意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、最初のイントロとして今本さんが何か言うておきますか。

○今本委員

淀川水系5ダムの調査検討についての意見案の全体の説明ですが、1枚目をめくっていただきますと、序というのがあります。それから目次があります。目次は1の「はじめに」から7の「おわりに」までになってますが、「おわりに」はまだきょうついておりません。きょうの終わりに多分原稿が皆さん方に渡されて、その意見を求めるということになるかと思いますが、そういう構成になっています。

今後の予定ですが、きょうで一応地域部会が終わりますので、全体を通して意見を出してください。それが12月15日の24時までとします。12月17日にダムワーキングで最終案をつくりまして、12月22日に委員会で審議を受けるという予定です。

では、「はじめに」のところは庶務の方で読んでいただけますか。

○池淵部会長

庶務、よろしくをお願いします。

○庶務 (みずほ情報総研 鈴木)

それでは、審議資料1の「はじめに」につきまして、若干長くなりますが読ませていただきたいと思います。1ページ目でございます。

1 はじめに

ダムは治水あるいは利水の面で一定の効果を持つ。このため、とくに1950年代以降、大規模なダムが全国の河川に多数建設されたが、これらが各河川の治水あるいは利水の安全度を飛躍的に向上させ、日本の産業・経済の発展と市民生活の安全・安心に多大の貢献をした。しかし、ダム建設がダム周辺ならびに上下流域の自然環境および社会環境に重大な改変をもたらしたことも見逃せない事実である。

97年に改正された河川法は、河川管理の対象としてこれまでの治水と利水のほかに「河川環境の保全と整備」を新たに加えるとともに、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度」を導入した。この河川法改正の理念を「具体的な河川整備にどう活かすか」がいま問われているとの認識のもとに、淀川水系流域委員会の環境・治水・利水のそれぞれの面からみたダムについての基本的な考えを、まず示しておきたい。

1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え

ダム建設は、基本的に自然環境に対して明らかに負の影響をもたらす。したがって、環境の観点から考える場合、ダム建設により起こりうる環境負荷を治水あるいは利水の効果と比較し、治水あるいは利水の効果が、自然環境に及ぼす負の影響にもまして、人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される。

ダムを建設しようとする場合、ダム建設による自然環境の得失と環境改善効果について科学的な評価を、多分野にわたるさまざまな視点から行う必要がある。例えば、ダム建設以前の自然環境との比較、既存のダムが上下流の自然環境に現在与えている影響についての詳細な調査・検討、ダム以外の代替方法との環境改善効果の比較、建設後に予測される自然環境に対するリスクの規模（結果の甚大性）と不可逆性、さらに影響の将来予測等の視点から総合的に評価することが求められる。

流域委員会は、人為的改変により生じた環境悪化を回復する目的で、新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを全面的に否定するものではない。しかし、ダム建設の目的を環境修復とする場合は、まず自然環境の悪化を生じさせた人為的行動を見直し、その後にダム建設等による環境修復をはかるべきである。例えば、琵琶湖の水位低下抑制のためには、瀬田川洗堰の操作規則を見直し、琵琶湖本来の水位変動に復すことを検討すべきであり、流水の正常な機能の維持については、なにが正常であるかを検討し、自然環境を悪化させている人為的行動を改善することが前提である。

予防原則・安全側に立った環境の評価は、①評価に資するべく得られた資料からはリスク評価を科学的にできない場合、②評価を試みたが、科学的な不確実性が解決されないために一定の結論に至らなかった場合、③環境に対する重大な影響または回復不可能な状況が予測される場合、に適用できるとされている。自然環境への影響については限られた時間内に予測される環境影響のすべてにわたって科学的に厳密に評価することはきわめて困難であり、影響が甚大でかつ不可逆的な状況が推測される場合は、予防原則による評価を採用することが基本となる。

結論としていえば、ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、自然環境の回復・保全という視点からすれば、その建設は基本的に避けなければならない。自然環境への影響とダム建設との因果関係が実証されなくても、不可逆的で重大な負の影響を及ぼす恐れがあると予測される場合は、予防原則に則り、ダム建設を極力回避するようしなければならない。

1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え

これまでの治水は水害の発生防止を目的としてきた。すなわち、河川の重要度に応じた年超

過確率を設定し、雨量の引伸ばしや洪水群のカバー率という操作を適用して算定される「基本高水」に対して、河道の流下能力が不足すれば、ダムや遊水地により洪水流量を抑制するという方式を採用してきた。

この方式には、①超過洪水への配慮が足りない、②目標達成の目途が立たない、といった問題がある。①については、スーパー堤防やさまざまなソフト対策を含んだ総合的治水対策による是正が試みられつつあるが、②については、とくにダム建設が計画通り進まないということが大きな障害となっている。

ダムの洪水調節機能が大きいことは確かであるが、残流域の洪水に対する調節機能はなく、また計画規模以上の洪水に対しては調節機能が低下するうえに、上下流の連続性を遮断し、環境にも負の影響をもたらす。

一方、洪水防御の最前線である河川堤防は、多くが河床の土砂で逐次強化を重ねられた歴史的産物であるため、必ずしも防災構造物として十分信頼できるものではない。このため堤防を強化することが重要であるが、最近まで検討しようとしなかった。とくに越水を対象とした堤防強化はいまだに検討の対象外とされている。これらがダム計画と無関係であったとは言えない。

したがって、これからの治水は、流域の実情を精査するとともに将来を展望し、流域に最も適合した治水方式を選択する必要がある。この際、各流域が元来備えてきた潜在的な治水機能を尊重することが重要であり、新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の「最後の選択肢」とすべきである。

1-3 利水面からみたダムについての基本的な考え

日本の地形は急峻であり、しかも降雨は梅雨期と台風期に集中するため、利水面では水を貯留することが不可欠である。このため古代から農業用ため池が全国各地につくられ、農作を支えるとともに、「池の文化」と称されるほどわれわれの生活に密着してきた。近代になって、人口が増加し、産業・経済が発展するとともに、水需要は大幅に増加し、1950年代から70年代の高度成長時代にかけて、利水を目的とした大規模なダムや堰が多数建設された。とくに淀川水系では72年に始まった国家的プロジェクトである琵琶湖総合開発事業も加わり、地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし河川の流量はもともと有限であり、取水量に河川環境の保全面からの制約もあって、際限なく水資源を開発することはできない。さらに水資源開発に用いる大規模なダムや堰はいずれも河川およびその周辺の自然環境を悪化させるという基本的な欠陥を有している。

このため流域委員会は、これまでの利水の「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う」という方式を、「水需要が一定の枠内でバランスするように水需要を管理する」という方式へ転換するよう提言した。これには精度の高い水需要予測を行うとともに、節水・再利用・雨水利用・用途変更などにより水需要を抑制する必要がある。同時に、利用者も、水は大切な資源であることを認識し、水使用の抑制に努めなければならない。

安定成長期といわれる現在では水需要そのものが漸減傾向にある。今後の日本の急激な人口減少の予測や水を大量消費しない産業構造への移行傾向を考慮すると、少なくとも河川整備計画が対象とする20～30年の間は、水需要が増大傾向に転ずるとは考えられない。したがって、異常渇水や少雨化傾向といった気象現象に関連した水資源環境の変化が認められないかぎり、利水を目的とした新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある。

1-4 各ダム共通の事項についての意見

05年7月、「淀川水系5ダムについての方針」および「淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ）」が発表された。ここでは、「調査検討」に示された「各ダム共通の事項」についての意見を示す。

1-4-1 治水

(1) 治水の目標

淀川水系には、木津川に岩倉峡、瀬田川・宇治川に鹿跳溪谷、桂川に保津峡、猪名川に銀橋（鼓滝）という狭窄部が存在している。河川管理者は、04年5月の基礎案まで、「狭窄部の開削および無堤部の築堤は、下流への流量増により、破堤の危険度を増加させるため、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う」を基本方針としてきたが、「新たな方針」では、猪名川の狭窄部（銀橋）を開削するとしている。銀橋という狭窄部は景観あるいは規模の面で他の3狭窄部とは大きく意を異にするものであり、経済性および緊急性から、これを開削する方針に変更したことは妥当である。ただし、下流猪名川の治水安全度は決して高いとはいえず、十分な流下能力を確保する河川整備が前提であることを改めて強調しておきたい。

治水の目標については、03年9月の基礎原案以降一貫して、「水系全体としてはいかなる大洪水に対しても破堤による被害の回避・軽減を、狭窄部の上流については既往最大規模の洪水に対して浸水被害の軽減を目標とする」とし、水系全体と狭窄部上流とは異なる目標としている。

水系全体での目標を「破堤による被害の回避・軽減」としたことは、従来の工事实施基本計

画での「計画高水流量を安全に流下させる」とは大きく異なるが、破堤が大規模な床上浸水の原因になっている現状から判断すれば、適切な目標といえる。

一方、狭窄部の上流での目標を「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の軽減」としたことについても、狭窄部の上流が浸水常襲地域であり、河川改修の進展とともに土地開発も進むという状況から判断すれば、対象洪水を設定したことは妥当である。ただし、対象洪水とした既往最大規模の洪水には、計画降雨量として実績降雨量を用いていることには説得性があるが、偶然性に支配されて河川の重要度が反映されていないなどの問題がある。

（2）具体的な対策

河川管理者は、破堤による被害の回避・軽減のための具体的な対策として、ソフト施策とハード施策の併用を挙げている。このこと自体は妥当であるが、ソフト対策は緊急の課題として重要であるが、これへの河川管理者の立場はあくまで支援的なものであり、ハード施策の充実を遅れさせてはならない。なお、ソフト施策とハード施策という分類には曖昧さがあり、河川対応と流域対応の分類がより適切である。

河川管理者のいうソフト施策には、道路・農道などの2線堤化・洪水氾濫の制御（人為的氾濫）などに対する考慮が欠落している。現行の法制度を超えた総合的な調整が必要であるが、将来的課題として積極的な流域対応の検討が望まれる。

（3）ダムの効果

河川管理者がいうように、「ダムは、一般にダム下流から河口まで、洪水時の水位を低下させる効果がある」ことは確かであるが、1-2 治水面からみたダムについての基本的な考えで述べたように、ダムの治水効果には限定的な面があることも厳然たる事実である。

1-4-2 利水

（1）水需給のバランス

調査検討では、「現在の水需給は少雨化傾向と水需要減により概ねバランスしている」としているが、供給能力が需要をやや上回っている実態を直視すべきである。気候変動という不確定要因があるものの、日本の人口の減少が現実化しつつあるなかで、農業用水・工業用水・生活用水という主な水利用は、いずれも漸減傾向を継続すると予測され、水需要のバランスは今後ともほぼ保たれると考えられる。

（2）利水の目標

河川管理者は、「既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない」ことを目標としているが、この目標を達成するにはよりきめ細かな取水制限の実施が必要である。

現在の取水制限は最大日需要量を基本としているため、20%程度の取水制限では断水が生じる恐れはほとんどない。水道事業者の水道システムの改善たとえば水道事業者間の相互調整などについても改善の余地があり、その実現を目指した河川管理者の支援が必要である。河川管理者は、水需要管理の立場から、利水についてもより積極的に関与すべきである。

なお、異常渇水時の緊急水補給の確保については「流水の正常な機能の維持」の観点から再検討する必要がある。渇水時において維持すべきであるとして定められる維持流量およびそれが定められた地点より下流における流水の占有のために必要な水利流量の双方を満足する流量を正常流量というが、異常渇水時に確保すべき流量は正常流量を下回ったものとせざるを得ないと考えられる。どれだけ下回った量にするかは地域社会の合意を要する問題であるが、河川管理者は主導的に関係者と協議して、早急に方向を示す必要がある。

（3）水需要の精査確認

淀川水系におけるこれまでの河川管理者による水需要の精査確認には長い時間を要した。今後は速やかに精査確認を行い、定期的に公表する必要がある。

なお、地方の中核都市における新たな都市開発やまちづくりに伴う新規利水については、その実現性にまで踏み込んだ精査確認が必要である。

1-4-3 環境への影響

河川管理者は、「ダムは自然環境および社会環境に対して重大な影響をもたらす」との認識のもとに、ダムへの姿勢を「建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討したうえで、妥当と判断される場合に実施する」と記述している。この記述は03年12月に発表された「淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料（第1稿）」をはじめとして、「同（第2稿）」、「淀川水系河川整備計画基礎原案」、「同基礎案」、「淀川水系5ダムの調査検討について（中間とりまとめ）」を通じ、終始一貫していた。流域委員会は、社会的合意という要件が欠落しているものの、「治水あるいは利水面での必要性ならびに社会環境、自然環境への影響から判断する」「他の河川事業にもまして慎重に検討する」という河川管理者の姿勢を高く評価した。

しかし、05年7月に発表された「調査検討のとりまとめ」では、ダム以外に、経済的にも実行可能で有効な方法がないと考えられるダム計画に関しては、ダム建設に伴う環境への影響と軽減策実施後の環境への影響について調査検討を行っており、これまでの結果をとりまとめた」と記述するにとどまり、これまでの姿勢を堅持するか否かについては言及を避けている。河川管理者は、これまでの姿勢を堅持するとともに、それを明記して、真摯に実行する必要がある

ある。

1-4-4 地域社会への影響

05年7月の方針では、淀川水系5ダムのうち、丹生ダム・天ヶ瀬ダム再開発・川上ダムについては「実施する」、大戸川ダム・余野川ダムについては「当面実施せず」としている。

「当面実施せず」とされた2ダムについては、これまでの方針を大きく変更するものであることから、当該地域社会に大きな影響をもたらしている。方針の変更については、利水の全量撤退が見込まれるという状況からも妥当な判断であり、流域委員会も「賛成する」との見解を公表した。しかし、ダム計画に理解と協力をしてきた関係者を含めて地域全体に大きな混乱をもたらしているのも事実である。河川管理者は、いま向けられている地域の不信感を真摯に受け止め、関係機関と連携してその払拭に最大限の努力を傾注するとともに、計画発表後の経過と、地域の意向を尊重して、十分な対策を講じる必要がある。

「実施する」とされた3ダムについても、規模の縮小が推測されるほか、具体的な内容に検討不十分な面があるなど、当該地域社会にとっては類似した状況にあり、河川管理者の誠意ある対応が必要である。

以上です。

○池淵部会長

はい、ありがとうございました。

各委員の皆様方におかれましては、何度も読まれておられると思いますが、一堂に会して再度このような形で説明をさせていただきました。既にこれについても意見交換がやられているところでもございますけれども、再度猪名川部会のこの場でも、この「はじめに」というところにつきまして、委員の皆様方からの意見交換をお願いをすることで進めさせていただきたいと思いますので、どのあたりからでも結構でございますので、ご意見等を賜ればと思いますので、よろしくお願いしたいと思いますが。

いかがでしょうか。もう出尽くしているというわけではないと思いますけど。はい。

○金盛委員

金盛です。改めてということであれば、今までやってきた議論は何なんだということになって、また同じ議論をやらんといかんののでしょうか。

○池淵部会長

失礼しました。

○金盛委員

そういうことですか。それとも今まで以外にあればということですか。

○池淵部会長

いやいや、この「はじめに」について、既に出た繰り返しという意味も含めて、またやって。はい。

○村上興正委員

先ほど治水のところで、特に堤防強化の問題について議論しましたので、宿題としては、1 ページ目の「人間生存に不可欠と認められる場合に」という言葉のところを議論しようという話が出てまして、その部分がちょっとまだ全然議論されてないんです。そういう意味では、この部分から始められるのが適当と思いますが。

○三田村委員

はい。

○池淵部会長

はい、どうぞ。

○三田村委員

その部分は時間の余裕を見て後でおやりになった方が私はよろしいと思います。できれば時間をとっていただきたいと思いますが。

○村上興正委員

私からで。

○池淵部会長

はい。

○村上興正委員

1-1の「環境面からみたダムについての基本的な考え」の3段落目、「流域委員会は、人為的改変により生じた環境悪化を回復する目的で、新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを全面的に否定するものではない。」という文章なんですけども、ここは、自然再生事業にしても何にしても、環境悪化したものを、環境改善策をするというのは今は当然のことなんです。それで、これは、この文章だけを独立して見ますと非常におかしな文章なんです。後の文章で、「しかし、ダム建設の目的を環境修復とする場合は」というところにかかって初めてその文章が読めるんです。それで、僕なんかはそういう問題、大台ヶ原も含めて、最初の2行に係る問題を随分扱っているものですから。だから、そういう意味では、この文章を削除するか、妥協して全面的にという言葉

とるぐらいのところかどうか。最初の2行を削除しても別に、ダム建設の目的を環境修復とする場合はという言葉でつながると思います。

○池淵部会長

もう一度言ってください。

○村上興正委員

1 ページ目の1-1の「環境面からみたダムについての基本的な考え」の3段落、流域委員会はこの文章が2行ありますね。その文章について言うているんです。その文章は、通常では自然再生事業なんかは、むしろ環境悪化したからそこをもとに戻そうという形で再生事業が始まっているんです。だからこれは、環境修復を試みることは現在では至って当たり前なんです。だから、全面的に否定するものではないという文章がひっかかっているわけです。これは当然のことだと。

だから、この文章は何でこんな文章が必要だったかといいますと、実は、「しかし」の後のところで「ダム建設の目的を環境修復とする場合は」ということで、その文章、前の文章が必要になったわけです。そういう意味では、ここの2行をとってもいいんじゃないかと。あるいは妥協しましたら全面的にという言葉をとる。どちらかということです。

○池淵部会長

今の意見等について、やりとりがもしあるとすればお願いしたいと思いますけど。

○今本委員

よろしいですか。

○池淵部会長

はい。

○今本委員

今本です。今の意見につきましては、ちょっと保留にさせていただきますか。ダムワーキングでこのところを検討させていただきます。おかしいと言えばおかしいし、2行切ってしまうのもどうかということで。例えば、今の議論の1行目で、新たなダムによる環境改善策を施してという、ダムによるというのを入れたら。

○村上興正委員

構いません。

○今本委員

いいわけですね。

○村上興正委員

いいわけです。一般論としてはこれは間違ってます。

○今本委員

はい、わかりました。

○池淵部会長

はい、どうぞ。

○三田村委員

今の村上委員のおっしゃったのはちょっと違うような気がするんです。例えば、環境悪化を回復する目的で、人間が手を加えない方がいいという考え方がありますね。そう意味において人間が手を加えることを全面否定するんじゃないという、そういうニュアンスでとっていただければ別に問題はない。

○村上興正委員

私はもう今人間が手を加えないとだめな問題ばかりだと思ってます。それで、放置してればできるような問題は残ってません。こういうのは、既にアメリカの、保全生態学の教科書、2000年になったら、昔は放置すれば何か自然が回復してくれるという話だったけども、今は明らかにもう劣化してしまって、ある程度手を加えないとだめだという方向に向いてます。だから、自然のバランスとかいう、平衡とかいう考え方は、考え方が変わってきてまして、自然は非平衡であると考え方の論理に変わりつつあります。そういう意味では、この文章は僕は問題やと思います。

○三田村委員

私は全面的には賛成いたしません。もうそういうところが多いということは事実であろうと思いますけれども。

○村上興正委員

でもね、そういう形で現実に行われていることを全面否定する文書をわざわざ入れることはない。それで、今の今本委員の提案で、ダムということに限ってだったら私は構いません。

○池淵部会長

ここの部分について。はい。

○千代延委員

きょう前に、1次委員と新規の委員という話がありましたけども、川が川をつくるという立派なキャッチフレーズがあったと思うんですけど、そういう関係から言いますと、揚げ足をとっておるわけじゃないですけども、やっぱり自然に任せて川がもとのようになるという考え方もあると思う

んですね。ですから、後で今本委員がおっしゃいましたけども、保留して再検討ですけど、全部これを削除するという事は、ちょっとどうかなと私は思います。

○池淵部会長

ほか、この件で。はい、嘉田さん。

○嘉田委員

嘉田でございます。これは文章とするとわかりにくいんですが、実は琵琶湖部会なり丹生ダムのところで、具体的にイメージしていただくとうわかりやすいんですが、丹生ダムの建設の目的に環境改善というのがあったわけですね。つまり、環境改善を一つの社会的な伝家の宝刀にして、ダム建設というような経緯があったことを理解すると、こういうことは一種の歯どめとして書いておく必要があるだろうと私は理解をいたしました。そのようなことで、つまり環境改善というのを、何もかも伝家の宝刀にしてしまうというところへの歯どめではないかと。ですから、これは残しておく必要があると思います。

○村上興正委員

だから、さっきから言うているように、全面的に否定なんていう言葉はあり得ない。それで、ダム関係に限って言うなら構わないと思ってます。

それで、要するに、回復、復元だと思うんですけども、その辺の言葉、回復という場合は、回復という言葉は自然の力があるときに、それを使うことに対して回復という言葉を使ってますね。復元という言葉は、普通は人為的なものを入れるという話で使ってますから、そういう線で言うと多少ニュアンスがあるんですが、やはりこの2行だけ見ますと、非常に普通の常識ではないと思います。だから、僕はやはり今言われた丹生ダムのことを思いました。だからそういう、ダム問題と関連してこの問題、この文章を読む。あるいは、川が川をつくるにしたって、今やっていることは、やはり手助けをしながら川が川をつくることをやっているわけです。

そういったことで、回復を手助けしていると。だから、これは人間の治療と一緒に、基本的には医者が手術をしても、最後はその人の回復力に頼っているわけですから、それと同じことだと思っています。

○田中委員

田中です。人為的な改変で修復するのは、一つにまとめられないと思うんですね。例えば、人為的に修復できる可能性の自然もあれば、例えば100年とか200年という長いスパンで見れば、自然に修復していく可能性のある自然修復もあるので、場所や状況、いろんなことによってなかなか一つには、どちらがいいかというのはできないと思います。

○村上興正委員

ダムワーキングのときに議論しましょう。長くなると思います。

○池淵部会長

だけど、全面的とか、ダムに拘泥するととか、それから専門領域のとらえ方と、それから共通して一般的に理解できる、そういう形の表現と、それをかみ合わせてもう少し検討をしていただきたいというふうに思いますけども。

それ以外に。はい。

○田中委員

田中です。次のページ、2ページ目で、結論として言えば、「ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、自然環境の回復・保全という視点からすれば、その建設は基本的に避けなければならない」という記述と、その最後に「ダム建設を極力回避するようにしなければならない」、これは同じような表現の仕方だと思いますが、その「建設は基本的に避けなければならない」を外してもいいんじゃないでしょうか。続けて、「自然環境への影響とダム建設との因果関係が実証されなくても」云々「ダム建設を極力避けなければならない」というふうにした方が、これ、両方とも何か表現が同じようなんですが、2つ重なっているように思うんですが、いかがでしょうか。

○池淵部会長

上の最初の2行は、自然環境の回復・保全という視点からという意味で、次のこれの視点で考えたら極力避けなければならない、回避するという同じようなとらえ方だけど、その上の理由づけ、そういうことからして、つないでしまっているのかどうかというのは。

ほか、委員いかがですか。はい、どうぞ。

○高田委員

上と下は全然違うことを言っていて、上は悪影響ということ。下は、悪影響かどうかかわからないけどどうも危なそうだと、そのときは予防原則を使おうと。違うことですから。

○今本委員

違うんです。ですから、両方できたら入れておきたいと思います。念のため、ちょっとダムワーキングで検討してみます。

○池淵部会長

ほか、いかがですか。本多委員。

○本多委員

本多です。環境のところ、1-1と1-4-3とにかかわって発言をさせていただきたいと思い

ます。

それで、ここにはうまく環境の問題をまとめてくださっているというふうに思います。それで、河川管理者が、この川づくりをするときに基本的な考え方というものを掲げておられます。それを読みますと、かなりすごいことが書いてあるんです。それは、河川が環境に及ぼしてきた影響を真摯に受けとめ、生態系が健全であってこそ人は持続的に生存し、活動できるとの考え方を踏まえて河川環境の保全再生を図ると。この際、川が川をつくることを手伝うという考え方を念頭に実施するというふうに書いて、河川整備の環境に対する考え方を明らかにしてこられたというふうに思うのであります。

その際に、今までですと、治水というものは人の命を奪ってきたと。それに対して、環境の、そういう虫や草を守ることが大切なのかと対立的に考えられてきたものが、今や環境も人類の生存に深くかかわっているというふうに真摯に受けとめてくださるようになってきたのかなと。これは、いわゆる治水は流域の人々の命にかかわることですけども環境は地球規模の人類の生存にかかわる問題であるということを考えますと、かなりここでは環境のことのウエートというものが大きい記述をされているんじゃないかというふうに思うのであります。

それに関して少し、我々の流域委員会の方の検討意見についてですが、先ほど人間生存のことに ついてまた後でということがありましたので、私は、ここはやはり人間生存に不可欠というぐらいの意味合いを書いておかないと、この河川管理者が目標とされました整備計画の中の基本的な考え方、これをもう一遍思い出す意味からも、やはりこの記述は要るだろうなというふうに。それぐらい重いものなんですよということが書かれる必要があるのではないかなというふうに思いますので、改めてこの意見を指示しておきたいというふうに思います。

○池淵部会長

いかがですか。この「はじめに」というところでこの部会としての意見交換という形でやらせていただいておりますけども。

先ほど来あります、もう少し、とらえ方等の部分でさらに意見交換をすべき内容がある部分については、この後でやるという時間ももちろん設けさせていただきたいというふうに思いますけれども、この「はじめに」というところで、今意見交換なされたそれを、この余野川ダムというところに少しシフトさせていただいて、この内容につきましても少し、お諮りなり意見交換させていただくというふうに進めさせていただいてよろしゅうございますか。

○村上興正委員

今、本多さんが、「人間生存に不可欠」というところを問題にされたんですが、僕はそのとこ

ろを議論しても何にも悪くないと思いますが。何で今できないんですか。むしろ。後でやった方がいいんですか。

○今本委員

後半でまとめてその件はやろうと、時間を挟んでですね、ということですので、余野川ダムに移ったら。まだ意見がありましたら、ぜひダムワーキングの方に寄せてください。

○寺川委員

ちょっといいですか。

○池淵部会長

はい。どうぞ、寺川さん。

○寺川委員

私、この利水のところで、もう少し「はじめに」のところでも書いておく必要があるんじゃないかなと感じているんですが。これまで意見を出していなくて申しわけないんですが。

例えば、川上ダムの場合、そこの利水の記述ではいわゆる精査確認というのをやってこられた経緯があるんですけれども、しかし本当に0.358という数字が必要かどうかというあたりで、この意見書の中ではさらに調査検討する必要があるというようなことを言っているわけです。また、琵琶湖の、丹生ダムを含めて、渇水対策容量あるいはその治水面での、いわゆる検討、方針というのが出ているんですけれども、その辺、いわゆるこの利水をどのように見るかによってその水需要が整備計画に大きく反映するというようなこともありますので、ぜひ、今のこの時点でここをこういうふうに変えてほしいというのではないんですけれども、自分でも考えないといけないと思っていますが、もう少し、この利水の部分は、「はじめに」のところでもその辺の視点を加える必要があるんじゃないかなと感じましたので、一応発言しておきます。

○池淵部会長

この水需要の精査確認のところの書き加えというよりも利水全体の、どういうところら辺を。

○寺川委員

それを先ほどから見ているんですけれども、どこを、全体的にもう少し、今言ったあたりの部分が必要ではないかなと感じたわけですが。利水部会長、荻野さん、どうでしょう。

○荻野委員

水需要、利水については、各ダムに張りついた水需要が常に想定としてあるわけですね。「はじめに」のところの共通事項についても、本来、丹生ダムとか川上ダムとかが想定、下敷きになって文言が書かれているわけですね。そうでないと、何の意味かわからないわけですね。

ただ、今おっしゃったように川上ダムを頭に想定して、抽象的な文言でここに何かを書くとすれば何か表現があるかもしれないんですが、これはまた最後のワーキンググループのところで、少しそういうことを想定して文言を入れていただくということもあり得るのではないかなとは思いますが。

ただ、少なくとも川上ダムについて昨日議論されたようなことが、この前の利水というところ、水需給のバランスとか精査確認、1-4-2（3）なんかには余り想定されていない面も、寺川さんが言われたように、言われてみるとそうだと思いますが、その辺は多分、ワーキンググループで議論していただければいいかと。

○今本委員

この部分は「調査検討とりまとめ」の共通のところに対する意見なんです。これに出ている、ここに対する意見なんです。よくわかっていないかも知れませんが、全くのとんちんかんです。両方とも。

○荻野委員

とんちんかんですか。

○今本委員

とんちんかんです。

○池淵部会長

それでは、余野川ダムの方に少し入らせていただきたいというふうに思いますので。これも同じように「6余野川ダム」という形で意見の内容を書いてございますので、庶務の方からこの部分も報告、読んでいただけますか。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

資料の29ページになります。余野川ダム、3ページ分ではありますが読ませていただきます。

6-1 余野川ダムの経緯

余野川ダムは、猪名川の左支川余野川のさらに右支川である北山川に建設計画された高さ79.0mで総貯水量1760万 m^3 の重力式コンクリート・ダムであり、余野川と北山川のダム貯水池を導水トンネルで連絡し、余野川の洪水および平常時の河川水の一部を分派導水しようとしている。ダムの流域面積は余野川の22.8 km^2 と北山川の5.0 km^2 を合わせて27.8 km^2 である。

余野川ダムの計画当初の主たる目的は、①神崎川・猪名川等の洪水調節、②箕面市・阪神水道企業団の新規利水の確保、であった。

しかし、その後の調査検討により、猪名川狭窄部（銀橋）の上流多田地区の浸水被害の軽減を優先することになり、一庫ダムの利水容量の一部を余野川ダムに振替えるなどの案が検討さ

れたが、いずれの案も効果が小さいことが判明した。一方、水需要予測の精査検討の結果、箕面市および阪神水道企業団のいずれもが全量撤退の見込みとなった。

このような状況のもとで、05年7月に発表された新たな「方針」では、余野川ダム事業は「当面実施せず」とされた。

6-2 余野川ダム事業に関わる今後の課題

6-2-1 猪名川の治水

(1) 多田地区の治水

狭窄部（銀橋）の上流に位置する多田地区は洪水のたびごとに氾濫が繰り返され、周辺の低地は農地として利用されるのみであった。1913年に能勢電軌鉄道（現能勢電鉄）が能勢口（現川西能勢口）から一の鳥居まで開通してから、多田地区にも人家が見られるようになったが、現在のように住宅が密集するようになったのは60年代以降であり、浸水被害が頻発するようになった。

これまで河川管理者は、狭窄部（銀橋）上流の治水目標として、狭窄部を開削することなく、既往最大規模の洪水に対する浸水被害を軽減するとしてきた。その後の調査検討により、狭窄部（銀橋）の部分開削に方針変更し、目標流量もつぎのように変更した。

まず、猪名川流域の代表的な11洪水について、河道および流域の土地利用は現況の整備状況とするとともに一庫ダムは現行操作（ $150\text{m}^3/\text{s}$ の一定放流）で設定した場合の銀橋地点のピーク流量を計算した。計算結果によると、第1位が60年8月の $1,628\text{m}^3/\text{s}$ 、第2位が83年9月の $1,015\text{m}^3/\text{s}$ となったが、河川管理者は上記第2位の洪水を目標洪水とした。その理由として「第1位の昭和35（1960）年8月洪水は、他の洪水と比べてとくに大きな日雨量を示し、かつ1山目が猪名川上流域に、また2山目が一庫大路地川流域に偏って降った特異な降雨パターンであった」「小戸地点流域平均雨量も $374.6\text{mm}/\text{日}$ は他の狭窄部上流と比較しても大きい」を挙げている。

「いかなる大洪水に対しても壊滅的被害を回避・軽減する」という治水の理念からすれば、目標洪水はひとつの目安に過ぎないが、具体的な河川対応策を策定するうえでの基本量であるため、その選択には慎重を期す必要がある。たとえば、上記の第1位は、『偶然性が支配するとはいえ、実績の降雨は自然の警告である』『 374.6mm という日雨量は特異というほど大きなものではない』ということも考慮すべきである。また、狭窄部（銀橋）を開削した場合の下流の安全性を代表的な実績洪水あるいは既往最大規模の洪水に対して検討し、許容開削量を定めることについても検討する必要がある。

いずれにせよ、目標洪水を超える洪水が発生する可能性はつねにあるので、それに対しては堤防強化、土地利用の規制や警戒・避難体制強化などの流域対応で壊滅的な被害を回避するようにするべきである。

（２）猪名川下流の治水

狭窄部（銀橋）の開削は下流の洪水流量の増加をもたらす。河川管理者の調査検討によると、83年9月洪水あるいは総合治水対策が目標とする洪水に対しては新たな対策は不要であるが、超過洪水に対しては、狭窄部の開削の影響が現れ、新たな対策が必要との結論が示された。

その具体的対策の対象とされたのが余野川ダムと河道掘削である。両者のうち河道掘削が、事業費の点で圧倒的に有利であることから、採用しているが、妥当な選択と評価できる。

しかし、問題はどのような掘削をするかである。河川管理者の調査検討によると、中州の平水位以上を主たる掘削対象としているが、流下能力の増大という観点からは、高水敷の切下げなどについても検討する必要がある。井堰の改築や撤去については必要性について慎重に検討するとともに、6-2-2に示すような環境への配慮が必要である。また、猪名川0.0~3.0km地点の流下能力が小さいため、神崎川を含めて、河床掘削についての検討が必要である。

猪名川の下流沿川には人口と資産が集中しており、堤防の強化は緊急の課題である。この地域では多数の人家が堤防近くまで進出していたため、通常の腹付け工法の適用は困難であり、新たな強化工法の適用が必要である。これまでの堤防強化では浸透と侵食のみが対象とされているが、越水についての配慮が不可欠である。

なお、堤防の脆弱性および背後地の重要度等を勘案した堤防強化の場所や優先順位についての調査検討結果が示されているが、計画的な進捗が図られるべきであり、施行順序および時期についても明らかにする必要がある。

6-2-2 環境への影響

洪水時の水位を低下させるための掘削対象として、猪名川の河川環境に配慮して、主に中州の平水位から上の部分としているが、必ずしも妥当ではない。中州でも自然環境上重要な場所は保全措置をとることが必要である。

また、高水敷を切下げ場合は、現在供用されている河川公園の縮小や廃止の問題も検討すべきである。このことにより水域から陸域への河川の横断方向での連続性を確保でき、自然環境がよりよく保たれるであろう。また、掘削形状については、河川の変動特性や自然環境の保全を十分考慮して決定すべきである。

中州の掘削とともに、井堰の改築や床固の撤去が予定されているが、河川の縦断方向の連続

性の確保を配慮して、魚道の設置などを検討する必要がある。

河道掘削等における基本的な考え方としては、まず現在自然環境保全上特筆すべき重要な種や生態系の保全を図ることが必要である。その上で「現状で冠水頻度が減少し、干陸化した中州等において、平常時の水位との差を小さくし、冠水頻度を高めるような掘削を行う」、「水際部を緩傾斜化し、水陸移行帯を確保する」、「干潟の保全等、河床形状の多様性を有した環境を保全する」、「環境の復元方法、対象種等により、適切な追跡調査期間、調査方法を立案し、モニタリングを行うとともに、河川環境の反応や環境を把握・評価して、必要に応じ改良する」「植物の結実期、鳥類や昆虫の繁殖期等に配慮する」など、河川環境の保全・再生に配慮することは、最低限必要な措置である。

なお、北山川のダム予定地とその周辺では、ダム建設を前提とした道路および北山川の付替工事や、樹木の伐採等によって自然環境がかなり損なわれている。それによって変化した地域の自然環境をいかにして復元するかを検討が必要である。

また、これまでの調査検討結果については、今後HP等で公表と述べられているが未だに公表されておらず早急に公表されることを要望する。

6-2-3 関連事業

「水と緑の健康都市」などの関連事業については、誠意ある対応が望まれる。

6-2-4 地域社会への影響

余野川ダムの計画にあたっては、地元をはじめとする地権者らの協力があつた。今回の方針で河川管理者はこの計画を「当面実施しない」としたが、計画変更に伴う混乱を解消することへの誠意ある対応が望まれる。

以上でございます。

○池淵部会長

はい、どうもありがとうございました。余野川ダムについての「調査検討」に対する、それを踏まえた意見案をつくらせていただいておりますが、猪名川流域にある余野川ダムということですので、猪名川部会としてもこの意見とりまとめ等について委員の皆さん方から意見交換、審議を今からさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。どうぞ。

○本多委員

本多です。31ページについて、6-2-3の関連事業の上の方、「なお、北山川のダム予定地とその周辺では」というところなんです、これにつきまして。

先ほども大戸川ダムとの関係で復元という言葉がここでは使われていますが、大戸川では回復というふうになっております。この復元について、これを担当された村上さんにもちょっと確認をしたいとは思いますが、実は北山川というのは、つけかえられはしていますが、私はあえてこれをもとに戻す、前の川が既に道路の下に埋まっております。それをあえて掘り返してもとに戻すような必要があるのかどうかというのも疑問に思っています。

しかし、その反面で、導水トンネルの入り口付近には調整池があって、何か大きなコンクリートの筒みたいなのがあって、暗渠になって、それが普通の川に戻ってまたつけかえ河川に行って、ダムをつくるためのコンクリートの水を確保する池に流れ込んで、そこの向こうにはそれをせきとめるようなものがあるというふうに、随分北山川そのものが変わってしまっているということがあります。ですから、当然、環境を取り戻すために、川を川に戻すために何らかの取り組みが要るだろうとは思いますが、それは復元なんだろうかということに疑問を1つ持っております。

それからもう1つ、これは私の意見ではありますが、ダムが当面できないということになりますと、これは箕面市の市道をつけかえる必要は全くなくなったものだろうとは思いますが。ダムがあれば、これは市道がなくなってしまうから河川管理者はそのつけかえをすることは当然必要だろうとは思いますが、これこそまさに、ダムが当面実施されないのであれば市道のつけかえに関して、河川管理者がもうつけかえる必要がないということであるなら、私は逆に今付け替えられた市道こそもとの自然環境に戻すべきだというふうに思っています。

それで、復元ということについてちょっと聞かせてください。

○池淵部会長

今のご意見、変化した地域の範囲とかその内容と、それから復元という言葉の持つとらえ方、正確さ等という面で、このあたりの文章についてのご意見をいただいたらと思うのですが、この復元という言葉をとられておりますので、この部分をつくられた村上委員の方から少しお答え等いただければと思いますが、いかがですか。

○村上興正委員

生態学会でこういう自然再生の事業指針、ガイドラインをつくってしまっていて、そのときに幾つかの言葉を検討しています。それで、回復という言葉は、自然の力によって戻っていく場合を回復という形に使いましょうという形にしています。そこに人為を入れるときには、復元という言葉あるいは再生という言葉を使っています。だから、回復ということは、おのこの持っている力で戻っていくというのを回復と言っています。それは統一しています。それで、それと同じことを言いますと、ここは回復をするような場所ではなしに人為改変が著しいので、ここは人為によって復元す

ると。

復元目標はただし、本多さんの言われたとおり、もとにというか、つけかえる前の状態よりもっといい状態にするという、復元目標はもっと前に戻すという形で進めたらいいと思います。復元目標というのは立てられると思うんです。だから、ダム管理者としてはダムをつける前の状態に戻したら十分やないかと思われるかもしれませんが、自然環境の保全、それに悪影響を与えたんですから、戻すときはもっときっちり戻してほしいというのが私の意見です。

○池淵部会長

そういう内容の文言だということですよ。

○村上興正委員

はい、そうです。

○池淵部会長

ほかはいかがですか。どうぞ。

○高田委員

高田です。29ページの最初の「多田地区の治水」ですが、最初に銀橋狭窄部は開削しないということから開削に変更されています。その評価、その次の（1）の3つ目のパラグラフからして、「まず、猪名川下流域の」のここから下は、その計画高水をどれぐらいに決めたかという点に対するコメントになっているんですが、その上のところで、銀橋の開削というのは妥当な話だという意見があっていいと思うんですが、それがちょっと気に。

これに関しては、銀橋狭窄部、多田地区というのは、昔の畑じゃなくてももう人口密集地の市街地ですから、あそこをまさか遊水地にするわけにはもう今さらいかないと。それで、そんなことは書かなくてもいいんですが、この判断は妥当であるということが一言あった方がいいような気がします。

○今本委員

この意見書では、「調査検討」に対する意見であって評価は避けようというふうになっていたはずです。ですから、そういう評価のところは別のところにして。

○村上興正委員

いいですか。

○今本委員

ちょっと検討させてください。確かに評価はしていますのでね。それをしたということ。

○村上興正委員

「はじめに」の3ページ目を見てください。3ページ目の「1-4-1 治水（1）治水の目標」の5行目、「銀橋という狭窄部は景観あるいは規模の面で他の3狭窄部とは大きく意を異にするものであり、経済性および緊急性から、これを開削する方針に変更したことは妥当である」と「はじめに」のところでばんと述べています。そうすると、あえてここで再び述べることはないだろうと。

○池淵部会長

どうぞ。

○嘉田委員

嘉田でございます。文章で書かせていただくべきだったのかもしれないんですが、今さらと言われるかもしれないんですが、少し追記が可能だったら。

30ページの治水の最後の方でしょうか、やはりこの猪名川流域というのは大変な流域対策が必要などころですので、例えば数行、総合治水について触れる必要があるのではないかと思います。

例えば、特に猪名川では総合治水のモデル地域として各種の流域対策を行ってきた経緯もあり、その成果を踏まえて実効性のある総合治水対策を進めるべきではないだろうかというようなことで、ダムにかわる流域対策と言っております。そのところが全体、書き方の分量が弱いのではないのかということで、一つ、ワンパラグラフ入れていただけたらと思います。

現場を見て、皆さんも見に行きましたときに、ともかくかつての水田のところにみっちり住宅地が建っていて、昭和30年代と比べると現在平地の住宅率が、かつては10%ぐらいだったのが今はもう8割から9割になっている。しかも、河川事務所が随分苦勞して呼びかけていても関心がない。実は、私たちも治水の学習会を呼びかけて何度かやろうとしたんですが、本当に地元の方が関心を持ってくれなくて、こういうことを含めて、改めて、ダムをとめればとめるほどこの流域の総合治水の重要性は強調しておく必要があるんだろうと思います。

以上です。

○池淵部会長

ありがとうございました。今、嘉田委員がおっしゃった、猪名川の治水の中という全体のくくりの中でということの方が、あれということですかね。

○村上興正委員

いいですか。

○池淵部会長

はい。

○村上興正委員

30ページの「（2）の猪名川下流の治水」の前の3行に、要するに、流域対応で何とかしましょ
うという話になっているわけですね。それで、その後に総合治水という問題は「調査検討とりま
とめ」の中に入ってないんですよ。要するに、河川管理者の方からそういう話が入ってなかったもの
ですから、それをあえて拾ってその問題を入れるかどうかというところが問題だと思います。

○嘉田委員

宿題のテーマに入っていないということですか。

○村上興正委員

だから、「調査検討のとりまとめ」に対して意見を入れるものですから、総合治水だかの、治水
目標は総合治水の目標はという形で書いてあったら全部取り入れますが、今みたいに言われた、そ
の大もとの総合的な治水の話は書いていなかったんです。ですから、その部分については述べてい
なかったんです。

○嘉田委員

別に述べなくてもいいということならいいんですが、改めて地域を、なぜ治水なのかと。人の命
を守るため、財産を守るためというところからすると、たとえ宿題に、テーマに上がっていなくて
も入れていただく方がいいかなと、私は。猪名川の方も水害の伝承を。

○村上興正委員

大変なところですね。

○嘉田委員

やっているという経緯の中で、本当に関心がないので、危ないと日々思っているところですので。

○村上興正委員

なるほど。

○嘉田委員

入れる気がなかったら結構ですが。意見として言わせていただきます。

○村上興正委員

いや、検討させてください。ダムワーキングでちょっと検討させてください。

○嘉田委員

はい。これは全体なんですけど、ともかく。

○村上興正委員

検討させてください。入れておきます。

○嘉田委員

はい。河川工学の方と環境の方が多くて、人々の顔、人の社会を見ている方がおられないので、どうしてもそちらが弱くなるということを一言、私唯一の人間として言わせていただきます。

○村上興正委員

そうですか。検討させてください。

○池淵部会長

はい、どうぞ。

○高田委員

高田です。30ページの「猪名川下流の治水」で、猪名川の河床掘削の話、これはいい話なんです、ここの猪名川というのは、これは藻川も含んでいるのでしょうか。

ここでは具体的に、猪名川の0.0kmから3.0kmの流下能力が小さいため、というような具体的な猪名川が出ていますが、藻川の下流も中州が大きいのがかなりあるんですけど、これは入れる必要はないでしょうか。藻川についても同様というようなことは。

○池淵部会長

これは、村上委員はどう。

○村上興正委員

藻川は入っていません。

○高田委員

ここでは。

○村上興正委員

この対象地域には入っていません。ゼロから3kmの。と思いますが。僕はそういう記憶をしているんですが。

○池淵部会長

この猪名川と藻川の。

○高田委員

ここで猪名川と言っているのは、藻川も含めて。

○村上興正委員

含めています。

○池淵部会長

ですね、という。

○村上興正委員

はい。それは両方含まれています。それで、そういう。ただ、河川の分配というか流量の分配というのは議論していません。

○高田委員

いや、わかるんですけど、ですからここでは藻川も含むというのをどこかで、括弧書きでも入れておいてもらったらいいと思うんですけど。

○村上興正委員

ああ、そういう意味ですか。

○高田委員

猪名川の本線がどっちかよくわかりませんが、どちらか。両方だということがわかるようにしておいてもいいんじゃないかなと。

それからもう1つ、31ページの上のところの3つ目の段落ですが、「干潟の保全」ってこれ、今、この川には干潟と言えるものはないんです。それで、潮の干満の及ぶ範囲では、その干満にさらされるような地形を新たに創造するという、そういうことを入れてもらうだけでいいと思うんですが。

潮の干満にさらされる地形は確かにあります。ですけど、干潟と言えるほどの面積を持ったものはありません。

○村上興正委員

これは河川管理者の言葉をそのまま使っているんです。引用です。ですから、彼らがどういう形で使ったかは別にして、僕は、それは一般論としては干潟の再生も必要だから。再生の方が必要だと思うんです。

○高田委員

むしろ、そっち側をねらっていただいたらいいと思います。

○村上興正委員

だから僕は、この河川管理者の言葉を生かして、こう書いておいたらきっと干潟の再生も考えられるのであろうと思って、実はうれしかったんですが。

○池淵部会長

「など、河川環境の保全再生に配慮することは」という、最後でそれをくくっている。しかも、その「最低限」ということですので。

ほかはいかがですか。余野川ダムのこの部分につきましていかがですか。幾つかご指摘いただいたやつは、村上委員にちょっと振ったようなところもありますがワーキング等で、まあ、文言のそれについてはあれさせていただきたいと思いますが、それ以外はこの余野川ダムにつきましていかがですかね。

河川管理者さんの方はどうですか、いいですか。何かご指摘はいいですか。ないですか、はい。

それでは、この「はじめに」と「余野川ダム」というものについてのこの意見案についての意見交換をさせていただいて、先ほどありましたような内容を少し、文章表現等、膨らますことも含めてよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、今から休憩を15分とらせていただきたいと思いますので、6時15分から後半をやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ああ、そう。また修正しないと。10分の休憩ということでよろしくお願ひしたいと思います。10分。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは一たん休憩に入らせていただきます。再開は6時10分ということになりますので、よろしくお願ひします。

[午後 6時 1分 休憩]

[午後 6時12分 再開]

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは再開いたします。池淵部会長、よろしくお願ひします。

○池淵部会長

それでは、休憩後でございますが、先ほども少し委員間で意見等が出てございましたが、この「はじめに」のところでも、環境のとらえ方、あるいは「人間生存に不可欠」というようなあたりについて、この委員間でその文言、あるいはそれのとらえ方、背景、そういった形等について意見が出てございましたので、この「はじめに」というところで、論点といいますか、とらえ方、そういったものについて、それに関連した幾つかの文言がございました。そういった形のものを残りの時間で少し意見交換、ご議論を賜るという時間としてとりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞ。

○川上委員

流域委員会が平成15年の1月に提言を発表いたしましたけれども、その冒頭のところの「川づくりの理念の変革—淀川水系がもつ多様な価値の復活に向けて—」という冒頭に掲げた文章の中に、

ちょっと読ませていただきますと、「淀川水系の状況は、ここ数十年の急激な人口増加、都市化、産業の進展、生活様式の変化とそれを支えてきた流域の開発や治水・利水事業により大きく変化した。この間、河川については専ら、治水・利水中心の効率的な河川整備が行われ、水質保全、生態系保全などの環境的配慮の視点が河川整備や河川管理から欠落していた。その結果、水質は悪化し、また生物の生育・生息環境は著しく劣化し、すでに絶滅したもの、その危機にあるものなど、淀川水系の生態系は深刻な状況に至っている。また、人に安らぎや憩いを与えてくれた川の風景はほとんど消えかけており、人と川との関わりは希薄になっている。このような状況は、将来における人間の生存の基盤をも脅かすものである。」というふうに、人間の生存の基盤を脅かすというふうに表現しております。

○池淵部会長

この部分の、今、先生がおっしゃったのは、この環境の観点から、それから人間生存という形のもの、そういった内容で十分とらえられているという形のご発言だというふうに考えればいいですね。

○川上委員

ですから、今回初めてここに登場したものではないということでもあります。

○池淵部会長

どうぞ。

○村上興正委員

この文章は、環境面から見たダム、ダムの評価を一体どの視点からやるのかというところが問題になるわけですね。「自然環境に及ぼす負の影響にもまして」と書いてあるのは、私なんかはそういう問題を扱うときに、環境という問題は取り巻くものですから、主体が何であるかということによって変わるわけですね。生物を主体にして環境を考える場合は、人間はファクターの一つなのですが、ここにおける評価というのは、人間を中心としてダムを評価しようという話ですから、人間が主体であって、その中に環境が入って、その中にダムが入るというふうな言い方をしますと、「人間生存に不可欠」という言葉になると思います。その方が論理的です。

○池淵部会長

何か言葉を入れるということ。

○村上興正委員

このままでいいと言っているわけです。そういう観点に立てば、この言葉で適当であると言っているんです。

いわゆる自然環境の保全と環境問題を考える場合に、往々にして生物を主体に考える場合と人間を主体にするときとはっきり違うんです。この場合は、ダムというものを人間のためですから、それを主体にして評価した場合どうなるかという話をしているわけです。そういう意味では、人間生存という言葉が出てきても、これはおかしくないということです。

○池淵部会長

どうぞ。

○嘉田委員

嘉田でございます。村上さんと意見が一致することは余りないんですが（笑）、今のはまさにそのとおりだと思っております。つまり、主体がなければ環境は定義できません、論理的に。そういう意味で、ここは人間生存というものを入れないと、そもそも論理的に文章が成り立たないという意見に賛成でございます。

○池淵部会長

どうぞ。

○金盛委員

金盛です。この点につきましては、今まで申し上げてきたことに改めてつけ加えるつもりは、つもりという点はありません。私は、この表現は極端な、極論的な表現であると思っております、「人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダムの建設が容認される」ということでありますと、これはダムは絶対反対、ダムは容認できないと、こういうことであります。そういうふうに私は受け取ります。

人間の生存に必要だというのは、これはこの場で何回か申し上げてきましたが、改めて申し上げますと、やはりこの人間生存に不可欠と言いますと、太陽の熱だとか光だとか、水だとか空気だとか、こんなことがすぐ浮かびまして、こういうことと果たして同列なのかなというふうなことを考えるわけでありまして。

最初のこの4行と、それから同じく1-1の最後の4行で、「結論としていえば」というのがありますね。この「結論としていえば」という4行は、私はそんなに違和感はないんです。違和感はないわけですし、こういうことでいいんじゃないかなと思っておるわけですし、むしろ最後の4行と最初の4行は論が一致してないんじゃないかなと思っております。

こういう立場に立ちますと、治水対策の有力な手段を失うと私は思うんですね。環境から考えたら、ダムなんて一切考えられないんだと。だから、治水対策で有力な手段だと思っておりますが、手法だと思っておりますけども、環境の立場から立ったときはその議論は一切なしだと、こういうこと

になるわけですが、私はそんなふうを考えております。

これはこの委員会に私が参画させてもらった当時に申し上げましたが、本当にダムをつくったらだめとか、あるいは開発行為は一切だめだというところであれば、それなりにそこをブロックする手法はあるはずなんです。一切認めないという法があるはずであります。どの法がどうかというようなことは、その場所によって適用される法は違うんだと思いますけども、ブロックする法的な制度があるはずであります。そういうものでブロックされれば一切の開発はとまるはずであります。

そういうものがないときは、やはりこれは治水でまず考えて、最後の手段としてダムしかないというときには環境面で最大の配慮をして、考えられる最大の技術をそこに投入するということではないかなと思っております。

立場によっていろいろ違った意見があるのは当然だと思いますけど、繰り返すようですが、結論的に申しますと、本当にだめなところはそれなりの処置をとってやると。そういうことがない限りにおいては、まず治水の方で考えて、それでダムの方法しかないというときになったら環境面で最大の知恵を出していくという進め方じゃないかなと思っております。以上です。

○池淵部会長

どうぞ。

○三田村委員

私も何度も申し上げているので、多くは申さないようにしたいんですけども、お隣にいらっしゃるので、実は発言しにくいところもあるんですけども、この人間生存については2つ問題点があるように思うんです、流域委員会にとって。

1つは、先ほど川上委員がおっしゃったように、提言の中で、あるいは事業中のダムについての意見書の中で使われているということですね。それをよしとするのかしないのか。淀川部会でもございましたように、もしよしとしないのであれば、それなりの手続が必要だろうと思うんです。流域委員会の一貫性みたいなものにかかわりますから、世の中に対する信というものがありますでしょうから、もしよしとしないのであれば総括して改めなければならない。それが1点です。

もう1点は、そういう意味では2つに分けて考えなければならないですけども、人間生存という言葉が本当に偏った考え方、あるいは先ほど淀川部会で千代延部会長代理がおっしゃったんですけど、過激な言葉だという文言が使われましたけども、全然そんなふうには使われてないんです。人間生存という言葉があるから、治水は一切受け入れられないんだという結論にはならないと思います。それを少しご紹介したいと思います。

昨日もやりましたけれども、例えば、国の自然再生推進法、平成14年の法です。第7条に基づき、

「政府は自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定める」というように書いてあります。その中の第1章の第1の半ばあたりに、「これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境は損なわれ、生態系は衰弱しつつあります」、そういう文言があります。幾つかご紹介したいと思います。

次は、ここの淀川部会に、猪名川も関係いたします大阪府の自然環境保護条例です。昭和48年ですから、随分昔から使われているということになります。その第1章の第1のところに書いてあります。「自らの生活を取り巻く自然環境の変化を注意深く見守り、人間生存の基盤としての自然を目先の利己的要求のために破壊しないよう注意し、我々の子孫が永久に良好な自然環境のもとに生存できるよう適切な手段を講じる責任がある」、これは大阪府でございます。随分、古いところでそれが使われています。

もう1つは、委員長がいらっしゃいますので、日本弁護士会連合というのがやはり使っております。人権擁護大会宣言というところで、「日本列島改造計画に伴う国土開発に関する件」、1972年です。随分これも昔に弁護士会がそのような言葉を使っております。沖縄県の開発に対しての問題のようですけれども、そのところで、1つ目と2つ目を読みます。「何人も良好な環境の下に自己の生命を全うする基本的権利を有するは、人類普遍の原理であるとともに、良好なる環境を維持向上させることは、将来の世代に対する人類の最大の責任である。このことは、本年6月、スウェーデンの首都ストックホルムにおいて開催された国連人間環境会議において採択された人間環境宣言にも明記されているところである」、「しかるにわが国において、昭和30年頃より政府が採用した高度経済成長政策に基づく産業保護と開発優先の施策とこの施策を最大限に利用した企業のあくなき利潤追求のための無制限な生産の増大は、全国各地に深刻な公害の発生と自然環境・生活環境の重大なる事やかいももたらして、国民の生命、健康を蝕み、さらには精神的荒廃をもたらし、人間の存在そのものを脅かすに至っている。これが人間生存の基本的権利に対する重大な侵害であることはいうまでもない」、そんなふうに幾つか使っております。

何十年も前から使っておりますので、取り立てて過激な言葉でも何でもないと思います。むしろ私が心配しますのは、あやふやな言葉であるということ非常に心配いたします。人間生存の中身がいろんな場面で使われているということです。いいように使われているということです。そういう意味では、今回の意見書において、私たちが使う人間生存の意味は何なのかということは、少しコメントした方がいいのかもしれない。以上でございます。

○池淵部会長

はい。

○田中委員

田中です。人間が自然を改変し、あるいは生態系を変えて、限りなく続けているわけなんですけど、既に自然界からは人間に多分レッドカードは当然出ているのではないかと思うぐらい、地球の大きな自然変化は出ているわけなんですけど。

ただ、今おっしゃったように、この気持ちも真意もよくわかるんですが、では一体、人間生存に不可欠なダムと言ったら具体的にどういうダムなのか、これは皆さんどの辺に、どういう形で認識しておられるのか、その辺もお互いに共通の意識を持っておく必要があるのではないかと。例えば、管理者さんはこれをどういうぐあいにとらえておられるのか、こういうダムをどういうぐあいに理解しておられるのか、その辺も管理者側の方に聞きたいと思うんですが、いかがでしょう。

○池淵部会長

意見のとりまとめ等。

○田中委員

ごめんなさい。では、それはいいです。だから、その辺の委員間の一つの共通レベルといいますか、具体的にどういうダムが人間生存に不可欠なダムなのか。そこは非常に難しいのではないかと考えております。

○今本委員

何を言わんとしているのかがよくわからん。きのうもわからんと言うんですけど、それが、じゃ、どっかがあるというて、そんな問題でないと思はうんですよ。じゃ、田中さんはどういうふうに思っておられるんですか。

○田中委員

ダムワーキングではどういう認識なのかということも、この委員会で説明されるべきだと思います。人間生存に不可欠というのは、言葉としては当然イメージとしてありますけれども、事業中のダムに対しての意見書なのですから、説明されるべきだと思います。

○今本委員

これまでのダムは治水・利水を主にやってきたわけですから、人間のために、生存のためにつくったダムなんてないでしょう。そんなものはあり得ないんじゃないですか。

○田中委員

ということは、人間生存に不可欠なダムというのはないということになるわけですか。

○今本委員

今まではないでしょうね。

○田中委員

今までは。

○今本委員

はい。

○田中委員

そういうふうに理解していいんですか。

○今本委員

と私は思ってます。

○三田村委員

私の方を向いてお話しされましたし、昨日も私に声をかけられて最後まで議論できなかったので申しますけども、人間生存に不可欠なダムはあります。私はあると思ってます。まさにそういうダムはあり得るだろうと思ってます。あるというか、あり得るだろうと思ってます。手当てしないと、にっちもさっちもいかないということはあると思いますね。ほかの問題で人間が追いやられた場合にあり得ると思います。それは、認めなきゃならない。

もう一度田中委員に申しますけども、私も生身の人間です。宗教家じゃありませんのでお酒も飲みたいし、いろいろしたいと思えますよ。いわゆる豊かな人間性を追求するためには、少々のはやっぱりやらなきゃならないと。そういうところでないと、人類の、嘉田委員の専門のところでもありますけど、文明・文化といいますか、そういうものが構築されないんだろーと思えます。これを全部否定しますと、私たち人間というものが逆に生存を失ってしまうかもしれませんね、人間らしさという意味において。そんなふうに思ってます。

先ほど言いましたように、人間生存の解釈が幾つかあるというところだとどめておいた方がいいのかもしれないね。それを、何かこういうもんだと決めてしまいますと、自分の心の置きどころがなくなってくる。私は飲んべえですから、そんなふうに思えます。

○池淵部会長

はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。また、こうもりだと笑われるかもしれませんが、実は揺れとるんですわ。一番の真意は、この間から金盛委員がおっしゃってますけど、最後の「結論としていえば」という、これが

実態に合っておると思うんです。ここで人間生存というのを入れたい、そういう表現で入れるかどうかは別にして、私はきのうもちょっと言いましたのでだぶっておると思うんですけども、今までは治水・利水は優先できたと思うんですけども、これからダムは、これまでは随分役に立ったこともいろいろすべて認めておりますけども、そう安易に認められない。というのは、環境がここまで来ておるということから、非常に厳しい選択になると思うんです。

そういう意味では、この最後の「結論としていえば」というところが非常に当を得た表現に、これほど長く書けばなっています。さて、それであれば5文字か6文字でびしっとこれを表すとすると、人間生存に不可欠というのが、どうかなという疑問を持っておるんです。

それから、もう少し言わせてください。それで、今、三田村先生が読まれましたけど、あれは前後に言葉がついておるんです。ついておるから、それを聞いておる限り、人間生存の部分だけをばっ取り出して述べている文章とは感じが違うと、今お聞きして思ったんですけどね。そういうので、もう少し何かないかと、もう少し時間がありますから考えてみたいと思うんですが。結局、こうもりで終わりますけども、やっぱりちょっと引かかることは引かかるんです。

今、生存とか何とか言いましたけど、憲法にも生存権というのが謳われてますね。それは生かす、殺すの話かといえそうではないと思うのです。ですから、人間生存に不可欠というのは、そんな神経質にがちがちに考えなくてもいいんじゃないかというのもわかります。心境を吐露しただけでは何にも役に立ちませんが、もう少し時間をいただいて、議論に参加させていただきたいと思います。以上です。

○池淵部会長

どうぞ。

○嘉田委員

嘉田でございます。今の千代延さんのご意見にも少し近いんですけども、少し限定を入れるという事は可能であろうと思っております。つまり、それこそ空気や太陽のように、生存そのものだという解釈も金盛委員のような言い方で成り立つわけですが、私自身はここに解釈するときに勝手に行間を自分で入れているのが悪いんですが、人間生存の限界というのは、ある意味でそれぞれの時代の状況に応じてというような、あるいは文化の状況に応じてという、その最低のところはやはり欲しいわけですね。

今本さんはかなり極端に、今まで生存にプラスのダムはないとおっしゃっておられたけれども、例えば昭和20年代、30年代を生きてきた私たちとしては、電気が欲しかった、そのときに黒四ダムというのはそれなりの意味があったんじゃないのかと思います。例えばあのときに、本当に日本中

で電気がなくて、特に関西が、プロジェクトXで少し影響され過ぎかもしれないですが、やはりそれぞれの時代にぎりぎりの、いわば人々の願望を表現するような工事は必要であろうと。あるいはダム建設も必要であろうと、私は折衷派では思うわけです。

ただ、今のところ、それが過剰に出てきてしまっている社会状況の中で、あるいは過剰に環境に手を加えすぎてしまった社会状況の中で、改めて今の状況における人間生存というのは、かなり自然の側に寄りすぎるを得ないんじゃないのかというので、先ほどの三田村委員のような解釈も成り立つのではないかと思います。少し限定を入れるとしたら、「それぞれの時代状況に応じた人間生存」というのを入れてもよろしいかとは思っております。

○池淵部会長

どうぞ。

○今本委員

今本です。私自身はこれに対する意見をこれまで言ったことはないんですけども、これを読んで、私自身はそれほどおかしいとは思いません。それから、これは環境の人たちの一つの夢を語っているんだと。環境面から見たら、ダムはできるだけやめてほしい、ただ、生きていくためにはしようがないかというぐらいの形で、僕は夢を語っている部分で、ずっといろいろと流れてきて最後の4行に結集しているわけですから、委員会の意見としては最後の4行だという形でお認めいただけませんか。

○寺田委員長

金盛委員は非常に言葉を厳格にとらえておられると思います。これは見習わないといかんというふうに私は思います。ただ、ここで言わんとしているところは、意味は皆さん変わらないんですよ。今、今本委員も言われましたけども、以前、この委員会の意見の中でこの表現を使ってきているわけですね。それは具体的な意味を持たずものとして言っているわけじゃないんです。これは環境の重要性、環境優位という理念を端的に、この言葉でもって表現をしているのです。むしろ、具体的な内容は皆さんもおっしゃっているように、最後の4行で具体的な内容を言っているわけなんです。

けども、厳格にこの言葉を受けとめれば疑義が生じるということを金盛さんはおっしゃっている。人間生存とは、生存というのは生き死になんです。その生き死にに、生死ということにかかわるということであればというふうに、この言葉どおりにとらえれば、これは余りにも厳格といいますか、これではもはやオーケーという可能性はないんじゃないかと。人間の生存にとって必要な、さっき金盛さんが言われたような空気、酸素、そういうふうなものと同等のようなこととしてとらえるのであれば、これは賛成できないよというご趣旨で。

ただ、この意見書はそういう意味で多分使ってないんだと思うんです。さっき千代延さんが図らずも憲法の13条の生存権のことをおっしゃったから、私も法律家だから一応申し上げておくと、生存権というのはプログラム規定と言われているわけですね。憲法に規定されていますけども、具体的内容を持ちません。憲法は103条ありますけども、その中で具体的内容を持つ規定もあれば、単に宣言的な効力しかないものもあるわけです。

まさにここに言っている、この人間生存に不可欠ということはこの委員会がこの言葉でもってあらわしたかったのは、そういう環境の重要性ということを宣言したい、環境面から見ればというタイトルにありますように、環境面から見た場合のダム的位置づけはこういうことですよということを高らかに言っているということだと思っただけです。けども、だれもがそういうふうに、こちらが言おうとしているとおりに受け取ってくれるかと、非常にこの言葉じりといいますか、この言葉だけを注目して考えると、とてもそのような意味あいに理解してもらえない可能性があれば、これは表現を考えるか、何か工夫をしないかかもしれません。

だから、これは選択の問題だと僕は思うんですよ。今、言っているような趣旨で、ここは全員共通の認識として、この表現でいいんだと、言わんとしたいのはそういうことなんだということで、全員共通の理解になるんだとしたら、このままで私はいいいと思うんです。だから、いや、ちょっとそれはこの表現ではそういうぐあいには解せられないということであれば、何らかの工夫が、さっきから提案が出てますように、されても趣旨は何も変わらないというふうに私は思うんですけど。

○池淵部会長

はい。

○金盛委員

委員長がまとめていただいたんですけど、そういうことだと思います。やっぱり表現なんですよ。皆さん考えておられることは大体同じようなところがあるんだなと思ってます。最後の4行の方に、そうなんだよということであるなら、そういうことだと思います。

だから逆に言いますと、やっぱりこの言葉はひとり歩きするんです。ここの場はいいんですよ。しかし、これが余りにも表象的な言葉であるがゆえに、ひとり歩きする。ということは、最後にあいう4行があるにもかかわらず、やっぱりこの言葉は全面否定になっているんです。ということです。

○池淵部会長

今、最後のやりとりの中身で、共通的にはわかるという形と、それからそういう形のもの、文言で入れるのは少し、位置関係はこういう形を踏まえるということなんでしょうね。

○村上興正委員

僕は人間生存にという言葉は別に構わないと思っていますんですよ。というのは、環境問題を扱って、主体が何であるかということを確認するためには、ここは人間と使うか、人間生存ですが、やっぱり人間生存の方がいいと思います。それで、不可欠という言葉、要するに不可欠という物すごくきついで、その言葉を和らげるかどうかという話だと思います。ただ、前提としては環境問題を考えた場合には、やっぱりその程度のこと言った方がいいと。前置きとしては、私はこの言葉はまさに宣言しているんだと思います。

○今本委員

金盛さんが心配してられるのは、これがひとり歩きして、この委員会が変に見られるんじゃないかということじゃないかと思うんですよ。かつて、この委員会がダムについて、原則として建設しないという表現をするかどうかというときに、この淀川水系流域委員会は脱ダム派なのかと、そう思われるぞというのがありました。2年たちました。微動だにしませんよ。ですから、そういう錯覚、私は恐れることはないと思うんですけどね。

やはり、ぴったりくるというのはこんな感じのような気もするし、気に入らんと言えば、そういうことを大いに、おれはあそこ気に入らんのやということ言うてくれたらいいんじゃないですか。

私は全面的に事細かなところまで一致だなんて、そんなことはとても言えないです。特に、ほかのところなんかでもいろいろあると思います。ただ、委員会としてやるときにはそういう部分もあっていいし。大半の人が、それはまずいと云うたら、やっぱりそれは変えんといけませんよ。しかし、今までのところ、かなり多くの人はこのままでいいんじゃないかというニュアンスなものですから、あと、もう一度、ダムワーキングで検討しますけども、議論そのものはほかのところに移った方がいいんじゃないでしょうかね。

○池淵部会長

本多さん。関連ですか。

○本多委員

すいません、2点。私も今本先生の意見で賛成です。ただ、ちょっと気になるのは、最初にそういうことの4行があって、後の4行という意味合いから言いますと、私が納得していたのとちょっと変わってくるなど。というのは、最後の「ダム建設を極力回避するようになければならない」というところが、逆に何かトーンダウンしてしまうような気がして、これはダムワーキングで1人の委員からそんな意見があったということを議論していただいたらいいかと思いますが、それであるなら最後は、やはりもとの提言どおり、ごめんなさいね、ちょっと待ってくださいね、これは議

論の後でいただいたらいいと思いますが、原則建設しないようにしなければならないか何かそのような文言に。

○今本委員

今言われたところは、自然環境への影響がわからない場合ということであって、これの結論は、それより2行前の「建設は基本的に避けなければならない」ことの方が。

○本多委員

わかりました。それで結構です。

それから、もう1つ。これは全然そういうことじゃないんですが、不可逆と非可逆と2つ言葉を使われておられるので、これは不可逆に統一されるのがエントロピー学会の正確な表現だと思います。以上です。

○池淵部会長

ここの意見交換は、ある程度、そういう形で尽きたとは思えないけども、そういう形でダムワーキングの方にそれを踏まえた形で振らせてもらってよろしいですか。

○今本委員

はい、結構です。

○池淵部会長

それ以外のところではいかがですか。余り無理にということは考えませんが、いいですか。

それでは、傍聴をいただいております方から、きょうの猪名川部会での意見交換なり、あるいは余野川ダムという形で、この意見のとりまとめについて意見交換をさせていただきましたけども、傍聴の方から何かご発言等ございましょうか。

あっ、そうですね。今、三田村副委員長から挙手されましたけども。

○三田村委員

それを紹介いたします。

○池淵部会長

はい、お願いします。

○三田村委員

実は「おわりに」を4つの地域部会が終了した時点で提出することになっております。きょうの淀川部会と、それから今の猪名川部会を反映することはまだできてないんですけども、昨日までの木津川上流までのものを反映させた案をお手元に配らせていただきました。そこで、できるだけ早くダムワーキングの方に提出したいと思いますので、これはインフォーマルにです。それまでに

何かありましたら、あしたの午前中までにいただければと思います。私はそれを受けて、ダムワーキングに提出しようと思います。

ダムワーキングがいかようにされようとも私は結構だと思いますけども、全委員にもう一度、意見を聴取されるというのも一つの手でしょうし、いずれにしても、時間がそれほどありませんので、ここにいらっしゃる委員だけで本当に申しわけないんですけども、あすの午前中までに庶務までご連絡いただければと思います。庶務で意見をいただいて、私の方に送ってください。それを、またこちらで考えたのをダムワーキングに提出いたします。その意見も添付してダムワーキングの方に提出しようと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○池淵部会長

どうもありがとうございます。この文案から見ると、あれですか。ほかの部会の委員には。

○三田村委員

その手続はダムワーキングがなさることだろうと思います。全くインフォーマルにお願いしているだけです。

○池淵部会長

わかりました。

[一般傍聴者からの意見聴取]

○池淵部会長

それでは、傍聴の方でご発言をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

桂川流域の住民の酒井です。昨日来、今日もずっと傍聴してきました。本日、午前中は桂川流域の嵐山の水草対策会議、淀川河川事務所長の吉田所長も見えてました。明日は宇治塔の島の会議に行くつもりです。

その会議の中でちょっと気になったことです。昨日の木津川上流部会で少し触れましたが、今日の議論中にもありましたように、現在のダムの耐震基準は大丈夫だというような議論になったのが少し聞き取りにくい部分もあったのですが、これから建設されるダムについてどうなのか、その辺の議論が必要だと思います。私共の桂川流域に日吉ダムがあります。現場に行って情報を得たのですが、今日も日吉ダムの所長が見えてますが、ダムを建設する過程で、コンクリートの中身に近辺の土砂とか材料について地元調達でダムに積み上げられて建設されたと聞いてます。

要するに、申し上げたいのは、国土全体、過去のダム建設において、近畿だけでもいいんですが、国交省、（独）水資源機構、地方のダム建設で、耐震基準がどのように決められているか、今、追

及されている、「姉齒」問題もあります。どこの機関で承認を受けているか、それぞれ近畿地方整備局や水資源機構や各自治体がそれに基づいて発注して、建設されているはずですが、その辺を淀川流域委員会としてダムの耐震基準はこうこうこういうことで地震や断層が動いても大丈夫ですよと、議論して発表して下さい。このダムについては震度は何度ぐらいで大丈夫というような、将来的なものも含めて説明してください。住民に説明してください。国も防災に関しては一生懸命取り組もうとしています。中央防災会議とかで、全国的に取り組まれています。その辺のところをぜひ、国交省側も含めて、河川整備計画の中に入れて下さい。以上です。

○池淵部会長

はい、どうもありがとうございました。どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。しつこく堤防強化で申しわけないんですが、今、堤防強化の工事が行われている場所は、藻川の宮園橋上流の部分です。ところが、宮園橋からすぐ50mほど下流のところに阪急電車の鉄橋が通っています。この阪急の鉄橋は、余裕高が40cmしかありません。もし今現在でしたらばまず余裕高を越えることはないから安全だというふうには河川管理者は説明しておりますが、余裕高を40cm越したただけでここは堰どまりを起こし、その上流の堤防は越水する危険があります。ところが、その場所に限って、阪急の高架から宮園橋までの間は堤防が低くなっている部分があります。明らかにほかよりも低いです。その場所に関してでしたらば本当に越水の対策が緊急に急がれると思います。

このダムについての調査・検討は、本来ダムについての問題ですから堤防強化に突っ込んで書くことは難しいと思いますけれども、越水対策が必要な地域の調査を進めるとか、あるいは対越水堤防の実験を早く進めるとか、そういうふうなこともぜひ提言していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○池淵部会長

ほかはいかがですか。本多さん、何。はい。

○本多委員

すいません、一言だけ言わせてほしいことがありましたのでマイクをとらせていただきました。きょうの余野川ダムのまとめの中に、ダムの後の自然環境の回復という問題がありました。これは、やはり多くの市民の皆さんがその環境とかかわったりされている重要な問題でもあります。恐らくこれは、河川管理者に我々がこういうふうに意見をしますので、また何らかの形で環境委員会等々にもお諮りされた上で対策は講じられるだろうと思いますが、その際にも、必ずそこを利用さ

■淀川水系流域委員会 第30回猪名川部会（2005/12/13）

れてきた地域の住民や市民の皆さん、環境に深くかかわってこられたそういう皆さんの意見も聞きながらやっていくことが非常に大切だろうと私は思うんです。

そういう意味では、この環境をどうするんやというときに住民対話集会をやるぐらいのつもりで、住民意見も聞きながらやってほしいと私は思いますので、それをここで言うておきたいのと、村上さん、もしよかったらそんなこともまとめていただけたらと思います。以上です。

○池淵部会長

ほかはよろしいですか。それでは、予定の時間前でございますけれども、淀川部会がずっと続いておる嫌いもございますし、意見も一応出たということで猪名川部会を閉じさせていただきたいと思っております。今後の予定等を庶務の方にお願ひしたいと思っております。

[その他]

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

年内の会議につきましては、第47回委員会が12月22日10時からみやこめっせの方で行われます。年明けには第48回委員会ということで1月18日に予定しております。現在、委員会を2つということになっております。以上です。

○池淵部会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、本日の猪名川部会全体をこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、これで淀川水系流域委員会第30回猪名川部会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 6時59分 閉会]

■議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめどに期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。